

石巻市から転出される方へ

石巻市 市民課
窓口戸籍係

- 1 新住所に住み始めた日から **14 日以内**に、転入先の市区町村役場で「**転入届**」の手続きをしてください。
転入届には、「転出証明書（又はマイナンバーカード）」、「本人確認書類」が必要です。
 ※正当な理由がなく 14 日以内に「転入届」を行わない場合は、過料に処せられることがあります。
- 2 転出証明書に記載の新住所を変更して他の住所に転入する場合でも、転入する市区町村役場へ転出証明書の提出が必要です。
- 3 転出・転入届に伴う以下の手続きは、転出・転入届と同時に行ってください。

必要な手続き	担当課、窓口	【石巻市で転出届をするとき】 手続きの内容、持参するものなど	【新住所地で転入届をするとき】 手続きの内容、持参するものなど
マイナンバーカード (又は住基カード)	市民課⑥ 各支所 各総合支所市民福祉課	マイナンバーカードの申請を行ったが、まだ交付を受けていない方 <input type="checkbox"/> マイナンバーカードの交付を受ける前に転出届を提出すると、交付申請が取り消されます。取り消されたあとにマイナンバーカードの交付を希望する方は、転入先の市区町村役場で改めて交付申請を行ってください。	マイナンバーカードを申請していない方、申請を行ったが交付を受けないまま転出された方 <input type="checkbox"/> カードの交付を希望する方は、交付申請を行ってください。 すでにマイナンバーカードの交付を受けている方 <input type="checkbox"/> 新住所地にて、継続利用を希望する方全員のマイナンバーカード（又は住基カード）を持参し手続きをしてください。 <u>※新住所地に住み始めてから 14 日以内であって、転出証明書の転出予定日から 30 日以内に転入の手続きを行わなかった場合、カードは自動的に失効しますのでご注意ください。</u>
印鑑登録者	市民課⑥ 各支所 各総合支所市民福祉課	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証を返納するか、破棄してください。転出(予定)日をもって登録は廃止になります。	<input type="checkbox"/> 必要な場合は、改めて手続きをしてください。
国民健康保険	保険年金課④⑤ 各支所 各総合支所市民福祉課	<input type="checkbox"/> 保険証をお返しください。転出(予定)日をもって保険証が使えなくなります。 持参するもの <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） ・別世帯の代理人が手続する場合は委任状 ・現在お持ちの国民健康保険証 ※施設入所のための転出の場合は、引き続き石巻市の国保に加入することになります。 ※修学のための転出の場合は、転出前の石巻市の世帯での国保資格を継続することが可能です。転出時に窓口にお申し出ください。	<input type="checkbox"/> 新住所地でも国民健康保険に加入する場合は、本人確認書類等を持参し手続きしてください。
後期高齢者医療制度の被保険者	保険年金課②③ 各支所 各総合支所市民福祉課	<input type="checkbox"/> 保険証をお返しください。転出(予定)日をもって保険証が使えなくなります。 <input type="checkbox"/> 新住所地が県外の場合は、「後期高齢者医療負担区分等証明書」をお受け取りください。	<input type="checkbox"/> 新住所地が県外の場合は、負担区分等証明書を持参し、加入の手続きをしてください。
介護保険の被保険者 (加入者)	介護福祉課⑩ 各総合支所市民福祉課	<input type="checkbox"/> 保険証をお返しください。 <input type="checkbox"/> 介護保険の要介護・要支援認定を受けている場合は、窓口で「受給資格者証明書」をお受け取りください。	<input type="checkbox"/> 「受給資格者証明書」をお持ちの方は、介護保険の担当課で介護保認定申請の手続きをしてください。

～裏面へ続きます～

必要な手続	担当課、窓口	【石巻市で転出届をするとき】 手続の内容、持参するものなど	【新住所地で転入届をするとき】 手続の内容、持参するものなど
子ども医療費 受給者	保険年金課②③ 各支所 各総合支所市民福祉課	<input type="checkbox"/> 子ども医療費受給者証返納届出書を提出してください。 <input type="checkbox"/> 子ども医療費助成受給者証を返納してください。転出(予定)日をもって受給資格がなくなります。	<input type="checkbox"/> お子様の保険証等を持参し、改めて手続してください。申請時にマイナンバーの記入が必要となる場合があります。
児童手当の 受給者 (公務員の方は 勤務先に)	子育て支援課⑪ 各支所 各総合支所市民福祉課	<input type="checkbox"/> 受給事由消滅届の提出が必要です。 ※窓口での手続のほか、郵送での手続や、マイナンバーカードを利用してオンラインで手続することも可能です。詳細は市ホームページをご覧ください。	<input type="checkbox"/> 請求者名義の通帳、保険証等を持参し、改めて手続をしてください。申請時にマイナンバーの記入が必要となる場合があります。 ※詳細は転入先の市区町村へお問合せください。 ※転入した日から 15 日以内に手続してください。遅れると遅れた月分の手当を受けられなくなります。
児童扶養手当	子育て支援課⑪ 各総合支所市民福祉課	<input type="checkbox"/> 住所変更届の提出が必要です。 持参するもの ・児童扶養手当証書(お持ちの方のみ) ※転出先での居住状況によっては、資格喪失届の提出が必要です。	<input type="checkbox"/> 改めて手続をしてください。 申請時にマイナンバーの記入が必要となる場合があります。
母子・父子家庭 医療費	子育て支援課⑪ 各総合支所市民福祉課	<input type="checkbox"/> 資格喪失届の提出が必要です。 持参するもの ・母子・父子家庭医療費受給者証(お持ちの方のみ)	<input type="checkbox"/> 改めて手続をしてください。 申請時にマイナンバーの記入が必要となる場合があります。
予防接種・ 妊産婦・ 乳児健診の 対象者	健康推進課⑱⑲ 各総合支所市民福祉課	<input type="checkbox"/> 特に手続は必要ありませんが、転入日をもって石巻市の予診票・助成券は使用できなくなります。 ※石巻市の予診票・助成券を使用した場合は自費となります。	<input type="checkbox"/> 予防接種及び妊産婦・乳幼児等の各種健康診査については、母子健康手帳・母子健康手帳別冊を持参し、手続をしてください。
小中学校の 児童・生徒	教育総務課 本庁舎 4 階	<input type="checkbox"/> 在学していた学校から「在学証明書」「転学児童(生徒)教科用図書給与証明書」をお受け取りください。	<input type="checkbox"/> 「在学証明書」を持参し、手続をしてください。
新型コロナ ワクチン 接種券 発行手続	新型コロナウイルス ワクチン接種対策室	<input type="checkbox"/> 特に手続は必要ありませんが、転入日をもって石巻市の接種券は使用できなくなります。	<input type="checkbox"/> 必要な場合は、改めて手続をしてください。

お問合せ先

- 石巻市役所 95-1111 (代表)
- ・市民課 内線 2318 (印鑑登録)
- ・保険年金課 内線 2347 (国民健康保険)
内線 2346 (後期高齢者医療)
内線 2343 (子ども医療費助成)
- ・介護福祉課 内線 2434
- ・子育て支援課 内線 2512・2513
- ・健康推進課 内線 2421・2413
- ・教育総務課 内線 5018
- マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178
- 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター 0120-567-509
- 河北総合支所 62-2111
- 雄勝総合支所 57-2111
- 河南総合支所 72-2111
- 桃生総合支所 76-2111
- 北上総合支所 67-2111
- 牡鹿総合支所 45-2111
- 蛇田支所 95-1442
- 渡波支所 24-0151
- 稻井支所 95-2171
- 荻浜支所 90-2111

